

河津町令和5年度当初予算編成方針について

標記の件について、令和5年10月30日付けで河津町長より各課長・室長・事務局長・園長に対し、以下のとおり通知しました。

令和6年度当初予算編成方針

日本経済は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進み、景気の回復が期待されるところではあるが、ウクライナや中東の情勢悪化に伴う原油価格・物価高騰、インフレ圧力と欧米各国の急速な金融引締めによる世界経済の下振れリスク等の世界的な環境変化や、統計上過去最少となった出生数、災害の頻発化・激甚化等の国内社会の問題など、内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面している。

こうした状況に対し、政府が令和5年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）」では、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることで、内外の歴史的・構造的な変化と課題の克服を進めることとしており、少子化対策・こども政策の抜本強化、持続可能な社会保障制度の構築、デジタル社会・脱炭素社会・包摂社会の実現、防災・減災・国土強靱化などの推進を挙げており、地方行財政に密接に関わる内容となっている。

令和6年度においては、これら国の施策の動向に注視し、適切に対応していく必要がある。

本町の財政状況は、令和4年度一般会計決算では、実質収支が約1億8,400千円の黒字となったものの、今後は更なる少子高齢化や人口減少の影響による町税の減収が見込まれ、地方交付税についても増額は見込みにくい状況である。一方で、世界経済の不安定な影響を受けて、光熱費や建設資材をはじめとする物価高騰の長期化や社会保障関係経費の増加等で歳出増が見込まれており、引き続き財政運営は厳しい状況であると予想される。

これまでの数年間は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、あらゆる方面で大きな打撃を受け、暮らし方にも大きな変化をもたらし、町内経済は未だ回復途上であることから、更なる対策を講じる必要がある。また、これまで町が建設してきた公共的な建物や道路、橋梁などインフラの老朽化が進み、その維持補修や延命化対策が必要となっている。

これらの現状及び将来を含めた諸課題を職員一人ひとりが再認識し、河津町第5次総合計画の基本構想で掲げる将来像「住みたい・来たいまち 河津」の実現に向け、限られた財源を最大限に有効活用すべく、既存事業をすべて検証し、廃止・縮小・再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、町民と共に創り上げていく「共創のまちづくり」として、民間の力も活用しながら、町民と共に新しい時代のまちづくりに取り組む。

令和6年度の予算編成に際しては、以上のことを前提に、下記事項に十分留意し予算編成を進めるものとする。

第1章 基本方針

1 基本目標・重点施策

令和6年度当初予算の基本目標と重点施策は、河津町第5次総合計画の基本目標に加え、以下のとおりとする。

(1) 基本目標：共創のまちづくり

将来にわたり人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が予想される中で、なお一層の子育てしやすい環境づくりや高齢者と豊かに暮らすことができる町づくりを目指して、町民や民間との力を合わせた「共創」の取り組みが必要であることから、「共創のまちづくり」を基本目標とする。

(2) 重点施策

① 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

防災・減災などの安心安全対策

② 豊かさをみんなでつくるまちづくりの推進

豊かさをつくる健康や産業振興対策

③ 未来を創る人が育つまちづくりの推進

未来を創る人づくりのための福祉教育、定住促進などの対策

2 歳出全般の見直し

すべての既存事務事業について見直しを徹底的に行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性及び効率性を厳しく検証し、最小の投資で最大の効果を発揮できるよう、事業費を精査した上で真に必要なもののみ要求すること。

3 一般財源ベースでのゼロシーリング

厳しい財源の中で政策的経費の財源を確保するため、経常的経費（義務的経費を除く）については、令和5年度当初予算の一般財源充当額を上限とすること。

4 歳入の確保

歳入の根幹である町税収入については、財源確保及び税負担の公平性の観点から課税客体的確な把握に努めるとともに、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上に向けて取り組みを強化すること。このほか、受益者負担の適正化、水道料金や温泉料金等に係る未収債権の回収、町有財産の有効利用にも取り組むこと。国・県・外郭団体等の利用可能な補助制度（起債制度も含む）の把握に努め、積極的な提案を図ること。また、ふるさと納税の拡充を図り、財源確保を図ること。

5 共創、共働、共生による施策の推進

各事業の構築、推進に当たっては、町民、民間企業、関係団体と事業目的や課題認識を共有し、適切な役割分担に基づいて最大の事業効果を発揮しうるよう努めること。

第2章 予算要求に当たっての基本的留意事項

1 当初予算の性格

当初予算は通年予算として編成するため、年間所要額を的確に見積もること。

2 国・県の動向

国や県の予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的に財源を確保すること。また、新たな支援制度など、従来の補助制度に捉われず、所管省庁以外の補助制度についても幅広く情報収集を行い、新たな財源の確保に努めること。既存の補助事業についても補助基本額、補助率等を確実に把握した上で要求すること。

3 新規事業の構築、既存事業の拡充

新規事業の構築や既存事業の拡充に当たっては、円滑に事業実施できるよう関係者に対して十分な説明を行うこと。なお、新規事業や既存事業の拡充等により、新たな財源を必要とする場合は、原則として、他の既存事業の廃止・縮小・再構築を図り、財源を確保すること。

4 特別会計、公営企業会計

特別会計及び公営企業会計については、将来にわたる的確な収支見通しに基づく収益の確保、経費の節減、事業の合理化に努めるとともに、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、自主財源の確保に努めること。

5 その他

定期監査、決算審査における監査委員からの意見及び議会決算審査特別委員会付帯意見のうちで予算に反映すべき内容を的確に把握するよう努めること。